

小児がん拠点病院における 指定要件の見直しについて

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

今回の指定要件見直しのポイント

小児がん診療・支援のさらなるネットワーク化

- 小児がん連携病院(仮称)の指定
 - ・地域の小児がん診療を行う病院との連携
 - ・専門性の高いがん種等についての連携や情報集約
 - ・小児がん患者等の長期フォローアップ
- 情報の集約と提供 等

AYA世代への対応

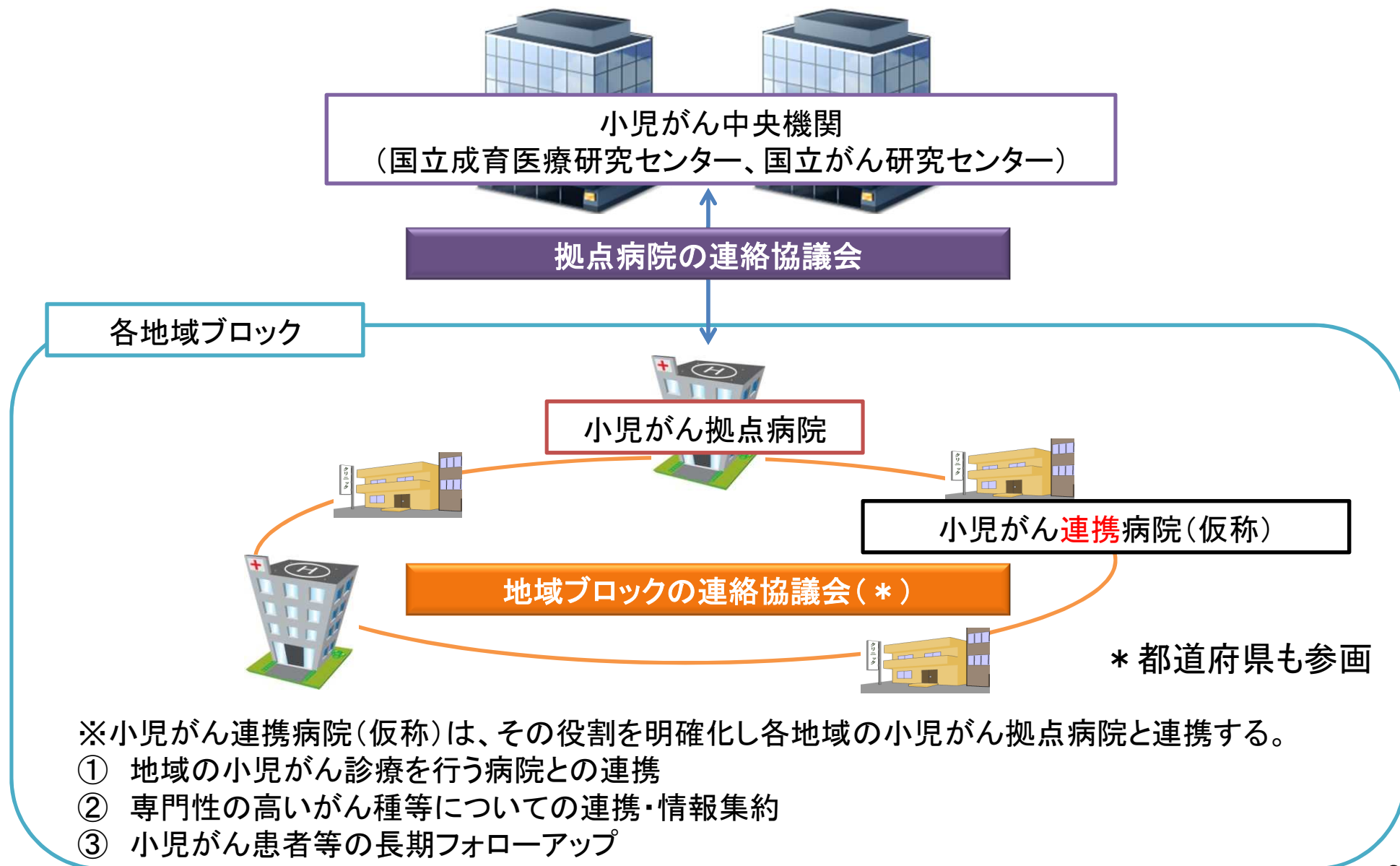
- 小児がんからの移行期医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代発症のがん患者への医療の提供・連携体制の整備
- AYA世代のがん患者への相談支援体制の整備 等

※「AYA世代」とは、16～39歳のがん患者を想定しているが、機械的に年齢で区分されるべきものではなく、患者のニーズを踏まえて、必要な医療・支援が適切に提供されるべきものであることに留意。

医療安全の推進

- 医療安全管理部門の設置
- 医療安全管理者の配置 等

小児がん診療・支援体制の将来像(案)



指定要件見直し(案) ①

I 小児がん拠点病院の役割

	現行の整備指針	見直し(案)
小児がん連携病院(仮称)の指定について	(新設)	<p>(新)小児がん拠点病院(以下「拠点病院」という。)は、目的に応じて、①～③の類型ごとに、新たに小児がん連携病院(仮称)(以下「連携病院」という。)を指定し、連携を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の小児がん診療を行う病院との連携 ②専門性の高いがん種等についての連携・情報集約 ③小児がん患者等の長期フォローアップ <p>※ 連携病院が満たすべき要件を定める。 ※ 拠点病院が連携病院の指定を行う際は、地域ブロックごとに設置された協議会の意見を聴取。なお、地域ブロックごとに設置された協議会への都道府県の参画等を求める。</p>
AYA世代への対応	(新設)	<p>(新)小児がんからの移行期医療の提供・連携体制の整備</p> <p>(新)AYA世代発症のがん患者への医療の提供・連携体制の整備</p> <p>(新)AYA世代のがん患者への相談支援体制の整備</p>

指定要件見直し(案) ②

Ⅱ 指定要件

	現行の整備指針	見直し(案)
診療機能	<ul style="list-style-type: none"> • 外来で長期にわたり診療できる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> (修) 長期にわたり診療・支援等ができる体制の整備 (新) 小児がんからの移行期医療の提供・連携体制の整備 (新) AYA世代発症のがん患者への医療提供・連携体制の整備
専門的な知識及び技能を有するスタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> • 小児看護やがん看護に関する専門的な知識及び技能を有する専門看護師又は認定看護師 	<ul style="list-style-type: none"> (修) 小児がん看護に関する専門的な知識及び技能を有することが望ましい旨を記載
診療実績	<ul style="list-style-type: none"> • 領域別の小児がん診療機能、診療実績等をわかりやすく情報提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> (新) 小児がん連携病院(仮称)の診療実績についての情報提供 (新) AYA世代発症のがんの診療実績についての情報提供
研修の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> • 小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関するカンファレンスや勉強会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> (修) 小児がんの医療従事者の育成も目的であることを記載

指定要件見直し(案) ③

	現行の整備指針	見直し(案)
情報の収集・提供体制	<p>(新設)</p> <p><相談支援センターの業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児がん患者の発育、教育及び療養上の相談 ・地域の医療機関に対して相談支援に関する支援 	<p>(新)患者からの相談に医療従事者が対応できるように、がん相談支援センターと医療従事者が協働</p> <p>(新)教育について別項目で追加</p> <p>(新)教育機関との連携</p> <p>(新)がん診療連携拠点病院等の相談支援センターとの連携も含めたAYA世代の相談支援への対応</p> <p>(新)患者とその家族を支える活動への支援</p>
臨床研究	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と連携し、地域の臨床研究を推進 	<p>(修)地域の臨床研究に限定せず、臨床研究を推進</p>
その他	<p>(新設)</p>	<p>(新)医療安全体制の整備</p>

指定要件見直し(案) ④

	現行の整備指針	見直し(案)
診療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・がんサージカルボードの定期的な実施 (新設)	(新)がんサージカルボードへの多職種への参加 (新)がんサージカルボードの検討内容の記録 (新)保険適応外あるいは一般的ではない医療行為を行う際の事前審査・事後評価と適切なインフォームド・コンセントの取得
コメディカルスタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・医療心理に携わる者 ・臨床心理士 	(修)公認心理師
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> ・院内がん登録の推進 ・がん登録実務者の配置 	(修)がん登録推進法及び院内がん登録に係る指針に基づいた院内がん登録の推進 (修)院内がん登録実務中級者の配置
臨床研究	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関と連携し、地域の臨床研究を推進 	(新)臨床研究法に沿った実施体制 (新)臨床研究等についての説明と、必要に応じて専門的な施設への紹介
申請手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の申請手続等 ・指定の更新の申請手続等 	(修)小児がん拠点病院の指定は、4年ごとに更新を受けなければならないことを明記。 ※その他必要な手続の見直し